

第211回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>案件1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【国民健康保険に関する事務 全項目評価書（再実施）】（健康福祉局保険年金課）</p> <p>案件2 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【生活保護に関する事務 全項目評価書（再実施）】（健康福祉局生活支援課）</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 個別説明事項</p> <p>報告案件1 省エネ家電購入促進事業（エコハマ）の業務委託について（温暖化対策統括本部調整課）</p> <p>報告案件2 事業者等と連携した食環境づくり事業業務委託について（栄区福祉保健課）</p> <p>報告案件3 横浜市重度障害者等就労支援特別事業に係る相談窓口業務委託について（健康福祉局障害自立支援課）</p> <p>(2) 書面報告事項（個人情報取扱事務の委託（条例第5条第1項第1号））（76件）</p> <p>(3) 書面報告事項（保有個人情報の外部提供（条例第5条第1項第3号））（1件）</p> <p>(4) 事務開始届出書の届出・変更、個人情報ファイル簿の作成・変更・消 ア 個人情報取扱事務開始届出書（51件） イ 個人情報取扱事務変更届出書（13件） ウ 個人情報ファイル簿作成報告書（50件） エ 個人情報ファイル簿削除報告書（1件）</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和5年9月15日記者発表分まで）</p> <p>(2) 令和5年度 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会による実地調査について</p> <p>(3) その他</p>
<p>日 時</p>	<p>令和5年9月27日（水）午後2時から午後4時まで</p>
<p>開催場所</p>	<p>市庁舎18階共用会議室 みなと6・7</p>
<p>出席者</p>	<p>中村会長、板垣委員、大谷委員、加島委員、後藤委員、鈴木委員、永井委員、三品委員（加島委員、鈴木委員を除く委員は、WEB会議により参加）</p>
<p>欠席者</p>	<p>吉田委員</p>
<p>事務局</p>	<p>三島市民情報室長、前田市民情報課担当課長ほか</p>
<p>開催形態</p>	<p>公開（傍聴者なし）</p>
<p>決定事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB会議による方法での開催を原則とする。 ・審議事項について、承認する。

	・報告事項及びその他について、了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>(事務局) それでは、ただいまから第211回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、吉田委員から御欠席の連絡をいただいておりますが、委員8名に御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。また、本日は傍聴人はおりません。</p> <p>(中村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>本日の審議に入る前に、本日の審議会はWEB会議による方法にて開催したいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(中村会長) では、本日はWEB会議にて開催いたします。また、次回以降の審議会についても、WEB会議による方法での開催を原則とすることで、審議会のたびに開催方法の確認は行わないこととしたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(中村会長) それでは、次回以降はWEB会議による開催を原則とします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>(中村会長) それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、第210回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますか。御意見がなければ、承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(中村会長) それでは、承認といたします。</p> <p>2 審議事項</p> <p>案件1 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【国民健康保険に関する事務 全項目評価書（再実施）】（健康福祉局保険年金課）</p> <p>(中村会長) それでは、「2 審議事項」の審議に入ります。最初に、案件1「いわゆるPIAの第三者点検の実施について【国民健康保険に関する事務 全項目評価書（再実施）】」の御説明を事務局からお願いします。</p> <p>(事務局) <所管課及び確認箇所について説明></p> <p>(所管課) <資料に基づき説明></p> <p>(中村会長) ただいま御説明がありました審議案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思っております。</p> <p>(各委員) <なし></p> <p>(中村会長) 附帯意見は特にないということで、案件1を承認するというのでよ</p>

ろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、承認といたします。

**案件2 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【生活保護に関する事務 全項目評価書(再実施)】
(健康福祉局生活支援課)**

(中村会長) それでは、次に案件2「いわゆるPIAの第三者点検の実施について【生活保護に関する事務 全項目評価書(再実施)】」の御説明を事務局からお願いします。

(事務局) <所管課及び確認箇所について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました審議案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(大谷委員) 今回、特定個人情報記録項目が変更になっています。評価書51ページで、「特定個人情報ファイル記録項目」として、オンライン資格確認システムに医療券番号や受給者番号を追加しています。本人を起点とするものだと思いますが、正確に伝達されて適切に処理されることが必要です。他の事務との関わりで本人確認の難しさが話題になっています。記録項目が増えることに伴い、新たに発生するリスクや、そのリスク軽減策について実施機関で把握している点があったら補足してください。

(所管課) 受給者番号や資格情報については、現状、紙でのやり取りですが、データにしていきます。現在でも気をつけて紙で運用しています。データになったとしても同じように気をつけて対応していきます。今と同様の扱いをしていくかと思えます。

(大谷委員) 紙の場合は恐らく、紙を受け取ってからその場で確認し、誰かが入力を代行していたと思えます。これまでも紙で取り扱っていたものなら、特定個人情報ファイルの記録項目として新たに追加するということではないのかなと思えます。データとして項目の追加が必要になったということは、紙の時代から持っていた情報だけではないということで、少なくとも医療券の情報は確かにそうだと思います。説明された点について、注意してもらおうということではありますが、逆に分かりにくくなってしまいました。事務局で何か補足はありますか。オンライン共通のセキュリティといったものが検討されているはずだと思います。

(所管課) 所管課から御説明してよろしいでしょうか。今回、医療券番号等は、これまで紙で扱っていたものと変わりがないものです。セキュリティ部分についてですが、社会保険診療報酬支払基金の中間サーバーの接続には、外部からの接続が一切できない環境です。同時に、電子証明等が必要な方法についても活用するというところで議論しています。

(大谷委員) 第三者が情報を不正に取得することへの対策は取っているとの説明かと思えます。これまで医療券情報は紙のみで取り扱ってききましたが、オンライ

ンでは、登録されている内容が正しいものかどうか十分に確認しないまま手続が進んでしまうリスクがあるかと思います。その点はやはり注意する必要があるのではないのでしょうか。3月中に本格運用とのことで、福祉事務所等登録の支援をする人もいるはずだと思います。そういう人たちが内容を確認しやすいようなマニュアルを作ったり、情報提供が必要だと思います。個人情報保護評価としては、そういったことについて記載する場所もなかなかないようなスタイルなので、このままでも差し支えないと思います。新たに含める情報の正確な取扱いについて、担当者も含めての理解を促してもらいたいです。

(中村会長) 大谷委員の意見は、附帯意見として扱わなくてもよろしいですか。

(大谷委員) 私としては特に希望するものではありません。

(中村会長) それでは、附帯意見は特にないということで、案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、承認といたします。

3 報告事項

(1) 個別説明事項

報告案件1 省エネ家電購入促進事業(エコハマ)の業務委託について(温暖化対策統括本部調整課)

(中村会長) それでは次に、「3 報告事項」の(1)個別説明案件の報告を行います。最初に報告案件1「省エネ家電購入促進事業(エコハマ)の業務委託について」の御説明を事務局からお願いします。

(事務局) <所管課及び確認箇所について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました報告案件1に関する横浜市が講じる安全管理措置等について、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(板垣委員) 4ページには「単年度で終了する」と書いてあります。交換期限は2月29日までということで、今年度いっぱいなのですか。

(所管課) 次年度以降については予算がどうなるかというのがありますが、今年扱っているものは単年度の事業です。

(板垣委員) 4ページの真ん中で、「関連する事務開始届は、一次的な事業なので提出不要」とありますが、来年度もやることになったらどうなりますか。来年度は提出不要になるのですか。

(事務局) 今のところ単年度なので届出不要としていますが、次年度もやることになったらそのときに改めて提出してもらいます。

(加島委員) 今回、受託者、再委託者、再々委託が複雑に絡むと思います。ただ、取り扱う個人情報の項目はほとんど同じです。7ページの一覧表に、①から⑥までの業務内容が示されています。審議会資料としてはこうなっていますが、所管課としては、それぞれの受託者が何をやっているかはもっと把握しているのでしょうか。万が一事故が起きたとき、どこの時点で起きているのか、このレベルでは分かりません。②と⑤はどういう関係になっているのでしょうか。④と⑥はどういう関係でやっているか、大元の委託者が状況をちゃんと把握し

ておかないと分からないと思います。審議会の資料からは読み取れません。

(所管課) 市民や店舗の人が WEB で登録申請や還元申請をするシステムのインターフェイスは②の会社がつくっています。入力申請は申請する市民が自分で行います。サーバーは⑤の会社が管理します。チラシやポスター、その他販促物、全体の発送をするときは④の会社です。チラシを発送するときは、一端、④の会社にまとめてもらうときもあれば、⑥の会社が直接店舗に送ることもあります。どこが何をするかはこちらで把握して事業を実施しています。そうすると担当者氏名が入るので、そこで個人情報扱うということで把握をしています。

(加島委員) 把握するような何か様式のようなものはあるのですか。

(所管課) 一つひとつの作業を紙の様式に落とすことまではしていません。実施委託の中で契約し、その先で再委託先や再々委託先に何をしてもらうか把握します。

(加島委員) 日本旅行がそれを全部持っているのですか。

(所管課) 全体的な取りまとめは日本旅行です。

(加島委員) 日本旅行がどこまで把握しているかが心配です。

(所管課) それを我々に共有してもらうようになっています。

(加島委員) 出させるということですね。

(所管課) はい。

(後藤委員) 7ページで、今回は市民が直接申請するもののみを扱っていると理解しています。店舗が代行したり、まとめて行う場合は対象外なのでしょうか。

(所管課) そのとおりです。市民個人が直接申請します。

(後藤委員) 店舗が代行することは許していないという理解ですか。

(所管課) そうです。難しい場合には郵送やオンラインでの申請も受け付けています。

(中村会長) 14 ページ以降に、再委託先④の安全管理措置報告書が載っています。他の事業者と比べて体制が緩い印象を受けました。「漏えい事案等」について、マニュアルがないことも問題ですが、「必要に応じて関係機関へ報告」とあります。15 ページ「廃棄方法」で「データ削除」とありますが、どういう方法で削除されるのか、削除後の報告はどうなっているのか等、不安なところがあります。この事業者が扱う情報は、どちらかというとな販促資料の印刷や事業者への発送だと思います。市民の情報を直接扱うわけではないのかなとも思いますが、所管課としてはどう考えていますか。

(所管課) 当該事業者の扱う情報は、基本的には資材発送や店舗への発送に関する情報ですが、御指摘のとおり、他事業者と比べると不足するところも見て取れます。まず今回の事業について、個人情報の研修内容をしっかり実施するように指示します。安全管理措置報告書にも「研修を実施」と書いてあります。受託者である日本旅行も含めて、個人情報の削除の方法等、改めて徹底するように伝えていきます。

(中村会長) 当審議会からのアドバイスとして、安全管理管理体制については十分注意してもらうということで述べたいと思います。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) では、了承します。御報告ありがとうございました。

報告案件2 事業者等と連携した食環境づくり事業業務委託について（栄区
福祉保健課）

(中村会長) それでは次に、報告案件2「事業者等と連携した食環境づくり事業業務委託について」の御説明を事務局からお願いします。

(事務局) <所管課及び確認箇所について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました報告案件2に関する横浜市が講じる安全管理措置等について、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(加島委員) 調査表を見ましたが、取り扱う情報に名前等はないので、特に個人を特定しているわけではないですね。

(所管課) はい。

(加島委員) 49 ページで、管理番号を振っていますが、調査表が誰のものかこちらは分かるのですか。

(所管課) 住基台帳等と照らし合わせてこれを配布するわけではないので、個人は特定できません。

(加島委員) 印も何も付けないのですね。

(所管課) そうです。

(加島委員) 移動販売事業者のインタビューは、このベースラインの調査表を使うのですか。全く別のものでしょうか。

(所管課) 別です。

(加島委員) 別の調査票とかですか。

(所管課) そうですね。アンケート用紙のようなごく軽易なものになるかと思っています。

(加島委員) 対象者に、ボランティアとして参加した地域の担い手があります。何かインタビューするのですか。

(所管課) インタビューしたり、こちらがアプローチしたことについての感想を聞きます。バランスのいい食事について説明しているので、理解について聞いたり、アプローチ方法の相談をします。

(加島委員) ベースライン調査以外はまだ別のものでやるのですか。特に両方の突き合わせはせず、最終的な分析の参考に使うのですか。

(所管課) ベースライン調査を参考にしながら、ボランティアや利用者の分析を併せて行います。

(加島委員) 31 ページのナレッジデータサービス株式会社はPマークもI SMSも取っていません。扱っているマニュアルに「I SMSマニュアル」と書いてありました。I SMSを取っているから持っているのではないのですか。

(所管課) 自社でI SMSのマニュアルを作成する際にコンサルタントとして入ってもらった上で研修を行っていると聞いています。

(加島委員) 取ってないけれど、マニュアルだけ持っているのですか。自分のところで作っているのですか。

(所管課) ドキュメント等を導入し、自社の環境に合うように使用しているということです。

(中村会長) 個人は特定されないとのことですが、例えば46ページの間39には、「何階建ての何階に住んでいるか」という質問もあります。ある程度特定できてしまう可能性もないわけではないのかなと思います。いずれにしても、このアンケートの中に要介護区分や病歴等センシティブ情報を入手する可能性があります。安全管理措置報告書の中で、電子媒体を物理的に破壊すること自体はすごくいいと思います。慶応大もそうですが、廃棄証明書の提出は特に求めているのでしょうか。やはり廃棄したからには何らかの証明書は出してもらうことを原則にすべきではないかと思います。

(所管課) そのようにします。

(中村会長) 事務局もそうですが、やはり削除しただけでは駄目です。1枚物でもいいから報告書はきちんと出してもらうのを原則にしたほうがいいです。事業者にとってもそんなに大変な作業ではないと思います。市でもその辺の責任についてきちんと把握しておいたほうがいいと思いました。

(事務局) そのように指導します。

(大谷委員) 調査表には、「ひとり暮らしか」とか、「ひとりで食事しているか」という項目があります。食をとおした健康管理上、取得することが必要だと思うし、個人が特定されにくい形のアンケートなのでそこまで懸念する必要はないかもしれませんが、特定の地域に、特に高齢でひとり暮らしの人が多という情報が集まると、若者が闇バイト等で強盗に気軽に手を貸す状況もあります。ここで取得した情報の取扱いは、単なる個人情報保護にとどまらず、管理に留意する必要があると思います。今回手伝う人たちは基本的に信頼していきたいと思いますが、やはり不注意で情報が漏れたりしないよう留意する必要があります。是非、関わる人たちに注意喚起してください。

(所管課) そのように対応します。

(中村会長) これに関するアドバイスとして、先ほどの電子媒体の削除証明書をきちんと出してもらうことと、情報の管理に特に留意してもらうことを述べたいと思います。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) では、了承します。御報告ありがとうございました。

4 その他

(2) 令和5年度 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会による実地調査について

(中村会長) 次に、順番が前後いたしますが、先に「4 その他」の「(2) 令和5年度 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会による実地調査について」を加島委員長からお願いします。

(加島委員) 7月21日に第三者評価委員会による実地調査を行いましたので、調査結果の概要を報告いたします。今回は、小学校及び中学校を1校ずつ調査いたしました。昨年度、個人情報の漏えい事故が急増したために調査対象としたものです。実地調査に先立ち、教育委員会事務局の所管課に委員会に2度出席してもらい、学校における個人情報の取扱いのルールや、保有している書類の種類や内容について事前に説明を受けました。その上で、当日は職員室や書庫

等を見て回りながら、個人情報を含む書類の管理の方法を中心に確認いたしました。学校で取り扱う書類はほとんどが個人情報を含むため、多くの書類を保有していましたが、その利用頻度や秘匿性に応じて保管場所や管理の方法を工夫していました。職員室では利用頻度の高い書類を保管していましたが、関係者以外は入室自体を禁止することで保護を図っていました。また、秘匿性の高い書類を保管している書庫については、常時施錠されており、その鍵を副校長が管理することで、高い安全性を確保していました。全体的な印象としては、しっかり取り組んでいると感じました。特に、小学校においては、ダブルチェックを着実に実施するために、クリアホルダーを活用し、チェック事項等に漏れが生じないようにするための工夫も行われており、他の学校等でも参考にしてもらえるのではないかと感じたところです。それでも、一定の事故が発生しているのは、多くの子供たちを一斉に相手をする、また教員が恒常的に繁忙な状況に置かれている点に理由があるのかもしれませんが。そのほかにも委員会として気づいた、良い点や改善が必要な点について実地調査報告書としてまとめていきます。現在その作業中ですが、11月上旬の委員会で報告書をまとめ、11月29日の個人情報保護審議会で提出させていただく予定です。その後、審議会から副市長に手交する運びとなります。第三者評価委員会についての報告は以上となります。

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

(各委員) <なし>

(中村会長) 御報告ありがとうございました。引き続き、よろしくお願いします。

3 報告事項

報告案件3 横浜市重度障害者等就労支援特別事業に係る相談窓口業務委託について（健康福祉局障害自立支援課）

(中村会長) それでは次に、報告案件3「横浜市重度障害者等就労支援特別事業に係る相談窓口業務委託について」の御説明を事務局からお願いします。

(事務局) <所管課及び確認箇所について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました報告案件3に関する横浜市が講じる安全管理措置等について、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(中村会長) 個人情報の廃棄方法に関し、紙媒体については廃棄証明書を提出することになっています。電子媒体に関しても、破壊して廃棄したことについての証明はやはり取っておいたほうがいいので、お願いします。

(所管課) わかりました。

(中村会長) アドバイスとしては、廃棄証明書の取付けということで述べたいと思えます。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) では、了承します。御報告ありがとうございました。

3 報告事項 (2) (3)

4 その他

(中村会長) それでは次に、「3 報告事項(2)、(3)」、「4 その他」についての報告を行います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの内容につきまして御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(中村会長) 報告が多くて大変だと思います。それぞれ見るべきところは見っていくということでやっていきたいと思えます。

(事務局) 横浜市は今、ペーパーレスに取り組んでいます。資料の量が多くなっていて紙に印字するのも厳しいので、改めて意向確認します。できれば協力してもらえればと思えます。

(大谷委員) 別冊3の事務処理ミスで、8ページに敬老乗車証の誤送付の件があります。夫から逃げるために住民票とは別の場所に送付を希望していたとのことで、これまでもあったケースだと思います。通常であれば、申出をもらい、住民データに登録する手続によって誤送付が起これないようにするのはないかと思えます。手続を取らずに住所変更だけされたのでしょうか。

(事務局) この人はDV被害者の申出はしていなく支援措置まではしていない案件です。支援措置になればDV被害者としての対応となりますが、そこまでしたくないという方もいるのだと思えます。

(大谷委員) 確かにそれはありますよね。正式の手続を取っていれば、横浜市も体制を取っていて、誤送付が生じないようにしていますが、本人がそこまでしなかったのであれば、なかなか難しいところです。「登録できます」ということについて案内し、誤送付が起これないようにということで事務方にも理解してもらえれば、こういうことが減ってくるのかなと思えました。

(事務局) 制度の案内はしていると思えます。DV相談があった場合には、窓口で「そういった支援措置もある」という案内はするようにしています。ただ、あまり踏み込みすぎて「あなたはしたほうがいい。」とまではなかなか言えないところはあります。今回は、住所を教えたしまったということではないのですが、指摘を受け止めて徹底します。

(事務局) 最後に御報告です。3月末に発生したコンビニでの住民票誤交付は、先週、新聞報道もなされました。富士通と川崎市、足立区、福岡県宗像市に対して個人情報保護委員会が行政指導しました。横浜市が指導の対象から外れたのは、横浜市における漏えいは3月中に発生しており、自治体が保護法の適用を受けるようになったのは4月1日だからとのことです。ただ、所管課として富士通と協同しながら再発防止に努めています。

(板垣委員) 市役所で富士通をコントロールできるかということ、ほとんど任せるしかないところがあります。相当な大手で、自治体のセキュリティ関係についてもかなりのシェアを占めているので、ちゃんとしているのかと思ってしまう。随分初歩的なミスをしたことは由々しきことです。横浜市がどんなに頑張っても何ともしようがないのがこの話の皮肉なところです。ちゃんとやっもらうしかありません。

(事務局) 今回は、年度末で住民票のニーズが高いときにかなりの数が集中してしまいました。富士通に頑張ってもらうのが現実的な対応かもしれませんが、経

	<p>過として報告します。</p> <p>(中村会長) 他に御質問等がなければ、以上でよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(中村会長) 本日本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 次回の日程でございますが、令和5年10月25日水曜日の、午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。</p> <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第211回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第211回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和5年10月25日(水)午後2時から開催予定 (WEB会議の方法により開催予定)</p>

本会議録は令和5年10月25日第212回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。